令和６年２月　定例農業委員会議事録

１　開催日時及び場所

開催日時　　令和６年２月６日(火)　午後２時00分から午後２時40分

場　　所　　市役所３階　大会議室

２　委員

(1)農業委員会委員総数　14名

(2)農業委員会委員の出席　13名

赤坂　雄司　　大和屋　君子　家次　幸雄　　丹治　正美　　藤原　定嗣　　町谷　敏一

南　昇一　　石垣　一郎　　射手矢　豊光　勝間　冨士男　戸野　武彦　　川野　博信

北庄司　博文

(3)農業委員会委員の欠席　１名

南河　武

(4)農地利用最適化推進委員総数　７名

(5)農地利用最適化推進委員の出席　５名

阪本　寿和　　野出　良之　　藤本　明彦　　道幸　誠一　　立石　義信

(6)農地利用最適化推進委員の欠席　２名

重里　文男　　奥　和弥

３　議事説明員

事務局長　宗野　公保　次長　杉浦　勇人　　係長　東谷　恭良　係員　尾峪　大友

農林水産課　　主幹　竹田　敏宏　　係員　遊佐　和之

４　議案

報告第38号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用の届出について

報告第39号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用の届出(所有権移転)について

報告第40号　生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

議案第37号　農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について

可決

議案第 38 号　泉佐野市農業経営基盤強化促進基本構想の一部改正に係る意見聴取について

可決

議　長

　只今より、2 月の定例農業委員会を開会させていただきます。 農業委員定数 14 名中、出席委員 13 名、推進委員 7 名中　出席委員が 5 名ですので、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定により会議は成立しております。

　議事に先立ち、本会議の議事録署名委員2名を私より指名することについて、ご異議ございませんか。

　（異議なしの声あり）

議　長

　　異議がないようですので、13番：川野委員、1番：赤坂委員　のご両名にお願いします。それでは、本日の議事日程を事務局よりお願いします。

事務局　　議事日程を読み上げ

議　長

　では、日程第1　報告第 38 号　農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用の届出について　事務局より報告お願いします。

事務局

　本件につき、報告させていただきます。

　（議案書を朗読し、報告した。）

　以上でございます。

議　長

　ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

議　長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第2　報告第 39 号　農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用の届出について　事務局より報告お願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

（議案書を朗読し、報告した。）

以上でございます。

議　長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

議　長

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。

続いて、日程第 3 報告第 40 号　生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について　事務局より報告お願いします。

事務局

本件につき、報告させていただきます。

（議案書を朗読し、報告した。）

以上でございます。

議　長

ただいまの報告について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

ないようですので、本件は報告どおり承認することに決定します。続いて、日程第 4 議案 37 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 事務局より説明お願いします。

事務局

議案 第 37 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、耕作目的で所有権を移転する次の申請について、適当と認め許可してよろしいか。

番号１

所在:土丸 地番:〇〇〇番、 登記:田、 現況:畑、 面積:152㎡

譲受人: 土丸〇〇〇番地 〇〇 〇

譲渡人: 土丸〇〇〇番地 〇〇 〇〇 と 日根野〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇

議案書番号1の位置については 別紙議案資料をご覧ください。

申請農地は 152 ㎡あり、現在、野菜・花卉を耕作しています。譲受人の父が昭和38年に売買代金を支払い、取得しましたが、以前は3反要件があり、農地法の許可を得ることができなかったため、所有権移転請求権仮登記をした農地になります。仮登記を得た昭和38年から譲受人含め、家族で60年間、耕作をしており、許可後も現状と変わらず家族で耕作します。今年度から3反要件が外れたため、今回申請するものです。引き続き、権利取得後も、野菜・花卉の栽培を行う予定です。譲受人の通作距離は 0.4 キロメートル、徒歩 10 分の場所にあります。譲受人が耕作している申請農地 152 ㎡を今回、新たに取得するため、農地面積は 152 ㎡になります。また、常時農業従事人数は家族 2 名で、農作業歴はそれぞれ 60 年、年間従事日数はそれぞれ 225 日です。

以上、1件は農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。本件について、ご審議賜りますようよろしくお願いします。以上です。

議　長

　ただいまの説明について、ご質疑並びにご意見はございませんか。

（なしの声あり）

　ないようですので、適当と認め、許可することに決定いたします。

丹治委員

　会長、よろしいですか。農業委員の意見として、この法律は非常に素晴らしいので、もっと地域に広めていくべきだと思います。3反要件も消えて、皆さん、これだけの農地を持っていなかったでしょうし、これから、このことをみなさんに声掛けてしてもらい、登記できることを PR していただけたらと思います。事務局からもよろしくお願いいたします。

議長

　事務局、よろしくお願いいたします。続いて、日程第 5　議案第 38 号　泉佐野市農業経営基盤強化促進基本構想の一部改正に係る意見聴取について　農林水産課より説明をお願いします。

農林水産課　主幹

　本市が作成しております泉佐野市農業経営基盤強化促進基本構想の一部改正について説明させていただきます。資料は泉佐野市農業経営基盤強化促進基本構想の案と新旧対照表を付けさせていただきました。この基本構想の改訂については、昨年の 8 月の定例会で、一度皆様にご説明させていただき、承認いただきましたが、基本構想の中において、国の農用地利用集積面積の目標数値がまだ定められていませんでした。その後、国において農業経営基盤促進法が改正されて、その指標となる数値が上がってきました。それに伴って、大阪府においても新基本方針が定められました。本市としても再度、基本構想を数値化することができましたので、皆様に公表し、承認いただきたいと思います。

　目標数値が示されたことで　新たな農用地の利用集積面積の目標も定められました。改正点については後程担当より説明させていただきます。この基本構想改正につきまして、概ね 10 年後の農業経営の発展と目標を示したものでございます。大阪府におきましては農業経営基盤強化促進基本方針、国におきましては農業経営基盤強化促進法の法律が、平成5年から制定されていま

す。これまで何度か法律改正が行われており、その都度、大阪府の基本方針、市の基本構想を改正しております。市の基本構想を改正する際、農業経営基盤強化促進法施行規則第２条に農業委員会及び農業協同組合に意見を聴くとありますので、本日皆様にお諮りするものです。新たに農用地利用集積面積の目標数値とその他改正点がございますので、説明させて頂きます。

農林水産課　係員

（新旧対照表をもとに説明した。）

農林水産課　主幹

　先ほど、集積率の説明をさせていただきました。基本、大阪府と協議、検討されて、60％という数値は高い目標ですが、認定農業者、中間管理事業等々からも鑑みて、泉佐野市の数値目標ということで大阪府からも指導を受けています。高い目標ではありますが、皆様には基本構想の中身、主旨をご理解の上、ご承認賜りますよう宜しくお願いします。

（基本構想について協議を行い、承認いただけた）

議　長

　承認いただけましたので、本日の議案審議、すべて終了いたしました。これをもちまして、２ 月の定例農業委員会を閉会いたします。

議事録署名人　令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日